

2015/11/18 新たなまちづくりを考える意見交換会

参加者アンケート

1 条例の制定について

- (1) 理念は立派だが、「住民が守るべきルール」として条例を定めなければならないものなのか疑問に思う。
- (2) ほとんどの条文は「努めるものとする」という努力規定だが、市民活動の推進については、「非営利の活動に取り組むものとする」とあり、努力規定になっていない。ここに何か違いがあるか。

2 条例の名称について

- (1) 「健康文化」はイメージが中途半端。「市民健康文化都市」は総合計画だけで良いのでは。
「まちづくり条例」や「協働のまちづくり条例」の方がピッタリする。

3 条例制定に向けた意見の反映について

- (1) いろいろな年代の市民の声を集めるには工夫が必要である。
- (2) 若い人が多いまちというなら、その人達のニーズの把握が必要である。

4 条例の活用について

- (1) 市民一人ひとりの健康も考え、元気な一人ひとりになるからこそ、この条例も生きていくと思う。
- (2) 長寿なだけではダメ。生涯健康で暮らすためには何が必要か。条例を作った後の実施はどのように。
- (3) 条例化しただけでは（罰則もないので）なかなか守れない。
市民や事業所へ周知させることが必要である。
- (4) それぞれの分野（市民、市職員・・・）の方が、「日本一健康文化都市」の実現に関わり、どのように取り組むのか条例で意識化・明確化することは良いと思う。
例えば市職員の項目に「常に必要な知識を習得し、能力の向上に努め・・・」とあるが、そのための具体的な研修・研鑽のあり方などそれぞれの年齢・部署に応じた具体的な計画も必要になってくると思う。
- (5) 「市民も・・・生活の向上と地域の発展に向けた活動に積極的に参加するように努めるものとする」とあるが、それぞれ市民一人ひとりが考えられたらいいと思う。

5 その他意見について

- (1) 今までの「協働」の考え方は行政主導すぎる。（協働の定義は行政が要求する内容になっている）
- (2) 「まちの健康」が保たれているかは、どんな指標で表されるか、具体的な指標を自治会で把握できるように願いたい。

2015/12/07～2016/01/06 袋井市日本一健康文化都市条例
パブリックコメント

1 基準が明確でない「日本一」というようなものは、条例に定めるべきではない。

健康文化都市を目指す袋井市の取り組みは、市民憲章で「人も自然も美しい健康文化都市を目指します」と定め、その後「都市宣言」をし、そのなかでは「日本一健康文化都市とする」と宣言しました。

この「日本一」というのは、目指す方向であり、その意気込み・意欲を示すものとして表現されたものです。

ところが、本条例案は、条例名に「日本一」を明文化し、「日本一健康文化都市の実現」を目的としたものとなっています。

しかし、「日本一」の内容や基準については全く触れられていません。何を持って「日本一」とするのか、どういう基準・尺度で「日本一」とするのか、全く不明です。

したがって、「日本一健康文化都市の実現」と言っても、明確な展望が見えません。例えば「日本一健康寿命の高い都市」「日本一出生率の高い都市」「日本一学力の高い都市」などと言えば、その基準《数値》がはっきりしています。そのように基準が明確なものならともかく、基準が明確でない「日本一」というようなものは、条例に定めるべきではありません。

2 「市議会」を、地域団体や事業所等と並べ、条例で一定の規制・制限をし、責務を規定することは適切ではない。

「市議会」は、文字通り意思決定機関であり、何らかの執行・活動を目的とした機関ではありません。同時に様々な市民の意見が反映されなければならない機関であり、そこに一定の規制をかけることになりかねない条例での規定は問題です。

3 条例制定により「市の健康文化都市への施策」に協力・連携させようとする意図が強すぎる。

市民には「…主体的に取り組むよう努める」「…積極的に参加するよう努める」と、地域団体には「…日本一健康文化都市の実現に向けて多様なまちづくりに取り組むよう努める」と、事業所には「…市が実施する日本一健康文化都市に関する施策に協力するよう努める」と規定しています。

しかし、そうした責務・役割を条例で規定するというのではなく、市は、もっと広い・高い立場で、それぞれの独自の趣旨・目的に沿った活動の発展

を保障するとともに、その旺盛な活動そのものが健康文化都市への道であることをきちんと位置付けることが大切です。

市の施策への協力は、自主的・自発的な活動をかえって阻害することもあります。

4 「健康文化都市条例」とすべきである。

したがって、条例を制定するというのであれば、「健康文化都市条例」とすべきであり、規定する内容は、市が総合的な計画を策定すること、市と市民・団体等のパートナーシップをより発展させること、各組織・団体の自主的活動を支援することなど市の役割を明確にしたものとすべきです。